2023年9月号

(2023年9月19日発行)

大阪: 〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail : <u>info@senshu-sr.com</u> HP : <u>https://senshu-sr.com</u>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2023 年度 最低賃金改定

暑さが和らいでくると、最低賃金改定の時期と思ってしまいます。職業病ですね。。。というわけで、今回は最低賃金を紹介していきたいと思います。

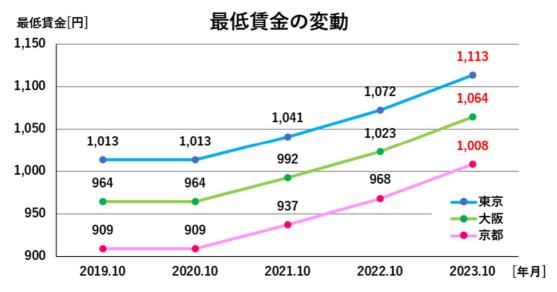
※過去の事務所便りは、<https://senshu-sr.com/>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2023 年度 最低賃金改定

2023 年 10 月から最低賃金が改定され、東京都 1,113 円、大阪府 1,064 円、京都府 1,008 円、愛知県 1,027 円、熊本県 898 円、福岡県 941 円、兵庫県 1,001 円になります。全国加重平均は前年度比 43 円増の 1,004 円に引き上げになります。

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html



8月31日、首相は、最低賃金について2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すと表明しました。 今後10年間で全国加重平均が500円引き上げになると、単純に考えれば毎年50円ずつ引き上がっていくことになります。

◆社会保険定時決定による社会保険料の変更

社会保険の定時決定(4,5,6 月に支払われた報酬を算定基礎届により届出し、標準報酬月額を決定し直す)により、9 月分の社会保険料が変更になる方がいると思います。定時決定は年1回の手続きであることに加え、算定基礎届の提出は7月、社会保険料の変更はこの時期で、時期がずれているということもあって、社会保険料の変更が漏れるケースがたまに見られます。社会保険料は原則、次の定時決定までの1年間変わらないため、変更漏れがあると1年分の社会保険料や、従業員の給与が正しくなくなってしまいます。弊社に定時決定手続きをご依頼頂いた皆様につきましては、保険料通知をお送りしておりますので、ご確認頂ければと思います。